

共有林野利用に関する一考察

—福岡県を事例として—

九州大学農学部 上田 実

1. はじめに

今年4月の日本林学会大会で、わたくしは、生産森林組合の活動が近年不活発になっており、しかも一定の組合員が組合を脱退していることを述べた。さらに、福岡県では、おおむね、大都市の労働力市場に包摂された地域で脱退者が多いことを指摘し、具体的に、その中の一組合をとりあげ、脱退組合員の性格について検討した。その結果、組合の脱退者は、おおむね、安定兼業に就労していることがわかった。そこで本報告では、これをひきつぎ、福岡県の実産森林組合で、脱退組合員の多い他の7組合について、ききとり調査により脱退者の性格について検討し、先の報告とも合わせて、共有林野利用についての考察を深める。

2. 福岡県の8組合の脱退者の性格

福岡県の実産森林組合で、昭和40年からもしくは設立時より昭和51年までに4名以上脱退者の出た8組合にA～Hの記号をつけると、これらの組合の所在地は、A組合-朝倉郡杷木町、B組合-福岡市西区、C組合-粕屋郡古賀町、D組合-嘉穂郡桂川町、E組合-宗像郡宗像町、F組合-北九州市門司区、G組合-同小倉南区、H組合-嘉穂郡嘉穂町である。8組合の設立から今日までの組合の脱退者は308人で、これは設立時組合員数1879人の16.4%にあたる。設立後新規加入者で現在まで脱退していない者は6名である。この脱退者をききとり調査により、勤務先、年金・恩給の受給の有無、資産の有無等を個別にしらべ、生活や就労が安定しているか否かを検討した。その結果は次の通りである。脱退者のうち安定就労層または生活安定層は173名である。これは、在村一人暮らしで老令または死亡であとつきがない者、および不明の者を除いた脱退組合員195名の88.7%に相当する。この173名のいわば安定層を、就労形態別にみてみよう。G組合の内訳は調査不能のため不明であり、これを除いた安定層は、154名である。やとわれ就労者が81名、自営業者が59名、年金・恩給も含めた有資産者が14名という構成である。やとわれ就労者の場合、新日本製鉄、三菱銀行、西鉄、福岡銀行等の、とくに安定していると思われる大企業に従事する者は31名で、官公関係、教

員も含めると、やとわれ就労者全体の68%にもなる。自営業者は、雇用者30人規模が1名、3～6名規模が7名の他は家族労働であるが、大工・建設業が18名、電気業・配管工事業が5名、医者3名等、安定した職種が多い。一方、不安定層23名をみると、世帯主が若くして死亡したり、病弱である等、労働力が極度に不足している階層である。このようにみえてくると、組合脱退者は、安定就労層もしくは生活安定層ときわめて密接な関係があるといえよう。

ところで、農外部門の労働力市場の拡大により在宅通勤兼業が可能になると、農家の兼業の深化に併ない、それまで組合脱退者=村外転出者であったのに対して、在村のまま組合を脱退する者がふえてくる。都市近郊地帯ではこの傾向がより強く現われている。調査した8組合の脱退者についてみると、北九州市、福岡市という大都市に比較的遠いA組合やH組合は、在村脱退者がきわめて少ないのに対して、この両組合より比較的大都市に近い他の組合は、一組合(E組合)を除いて在村脱退者が転出脱退者を上回っている。そこで、転出脱退者が在村脱退者を上回っている組合(A、E、H)と、在村脱退者が転出脱退者を上回っている組合(B、C、D、F、G)の脱退者を、それぞれ、安定層、不安定層ごとに集計し、両者の合計に対する不安定層の比率を求めると、前者は19.8%、後者は6.1%となる。

3. 共有林野利用の方向

脱退組合員とその出身集落との関係についてみてみよう。脱退者の最も多いE組合を事例にとる。E組合有林は旧E村村有林で、旧E村は、昭和29年、他の4カ町村と合併して現在の宗像町になった地域である。この旧E村は7集落(イ～トと記号を打つ)から成り立っている。75年センサスによると、農家戸数は206戸で、農家一戸当りの田の平均面積は1.01ha、山林保有農家率は78%、山林保有農家一戸平均1.79haの山林を保有している。この旧E村で、脱退者率が50%と、最も高いのは、比較的早くから開けたイ集落である。この集落は、農家一戸当り田の平均面積が0.58haで7集落のうちで最も少ない。専業農家率は11%で7集落のうちで最も低い。一方、第2種兼業農家率は83%と、

この地域で最も高い。兼業職種別にみると、兼業農家全体の81%が恒常的勤務であり、安定兼業が多いといえる。ところで、脱退者率が4%と、最も低い集落はホ集落である。この集落では、農家一戸当り田の平均面積が1.21haで7集落のうちで最も大きく、専業農家率は34%でこの地域で最も高い。第1種兼業農家率も32%と高く、専業農家率と加えると、この集落で農業に重点をおいている農家は全体の66%になる。一戸当りの、150日以上自家農業に従事している世帯員数は、イ集落が0.4人であるのに対して、ホ集落では0.9人である。

このようにみえてくると、組合員のうちで組合員の権利を放棄しているのは安定兼業に従事する者が多いのに対し、農林業経営に重点をおく組合員は権利を放棄せず、労働力の完全燃焼をはかるために、土地を欲していることが推察される。たとえば、今年4月の大会報告で述べたように、古賀町のC組合では、組合出役への参加は、専業・1兼層が積極的であり、組合が自由に応募した育林貸付地にも、すすんでより多く借りうけているのに対し、安定兼業層は、組合出役にも土地借入にも消極的であった。報告ではさらに、この安定兼業層は、未進金の高騰を理由に組合作業の活発化に否定的であるということも指摘した。したがって、家族労働を主体とする農民的経営を守り、発展させていくために、共有林野を専業・1兼層、すなわち中農・貧農層に重点をおいて利用させるべきではないかということを中心としたのである。

ところで、このことは、いわゆる農民下層を切り捨てるということではない。また、土地持ち労働者全体を排除しようというのでもない。恒常的勤務につきながらも、すすんで農林業経営に意欲を持っている人の権利を制限しようというのではない。ただ、土地持ち労働者のうちで、農林業経営に意欲をもたない人、生産組合からの脱退を望んでいる人については、組合から出やすい条件をつくる必要があるのではないかということである。また、次のことも問題になる。現在、安定兼業層が組合から脱退しているのであれば、組合員が多様化しているという問題も自ずと解決するのではないかという問題である。しかし、これは量的に考えることが重要である。組合員農家の兼業の深化は、生産組合脱退者数とは比較にならない量で現在の多くの生産森林組合におこっているのであり、それゆえに組合経営の不活発さがもたらされているのである。次に2つの組合の現状と問題点を簡単にふれる。

〈B 生産森林組合〉：福岡市西区に位置するB組合は、昭和27年に設立された。75年センサスによると、この地区の農家戸数は310戸で、専業別農家の比率は、専業農家9.4%、第1種兼業農家29.7%、第2種兼業農家60.7%で、兼業化のすすんでいる地域である。組合有林は32haで、人工林率は38%と低い。昭和30年代の出役は、一戸当り7日程度であったが、その後昭和40～43年には2～3日、44年からは、年間1日の出役である。作業に対する組合員の出席状況は約6割で、作業する人がいなくて造林できないことが問題になっており、昭和55年には、市行造林に20ha提出する予定である。生産組合が土地所有者集団へ転化しつつある現状にある。

〈F 生産森林組合〉：北九州市門司区に168haと大きな山林を有するF組合でも、組合員農家の兼業化が急速に進行している（70年当地区、第2種兼業農家率44.3%、75年64.0%、沖縄県を除く都府県では、70年51.5%、75年63.1%）。人工林率は22.0%と低く、労力不足が問題になっている。出役は組合員147人中80～100人程度の出席状況で、現在、年間2日の出役が課されている。昭和53年より14haの組合有林を市行造林に提出した他、52年には北九州市森林組合労務班に、5haの下刈り請負いを出した。組合経営は、道路敷地として、51～53年に3件50万円の土地代金の収入の他、採石業者に採石場を賃貸している。54年の賃貸料は265万円で、組合運営費にあてられている。

4. ま と め

共有林野は、地域農林業の振興にとって貴重なファンデーションであり、その利用が非効率的であることはきわめて不合理である。兼業の深化は、都市近郊地帯で先行するが、そこでは安定兼業層が増大しており、生産森林組合の脱退者にはこの階層が多い。一方、農林業経営を安定化していこうとする階層は、組合活動に積極的である。安定兼業層の増大による組合員の多様化は、組合不活発化の要因をなしている。このような中で、農林業経営に重点をおいた組合員に、より多く共有林野を利用させ、自ら脱退を望む安定兼業層については、権利を整理しやすいような条件をつくっていくことが必要であろう。そのことは、下層農を切り捨てるということではなく、下層農をも含め、農林業経営に意欲をもち、また農林業経営の安定化の可能性のある組合員に利用させようということであり、農民的経営の発展を可能とする施策といえるであろう。